

第 1 1 3 号議案

足立区東京 2 0 2 0 大会記念協創提案型事業選定委員会設置条例
上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区東京 2 0 2 0 大会記念協創提案型事業選定委員会設置条例
(設置)

第 1 条 東京 2 0 2 0 オリンピック・パラリンピック競技大会を記念して行う事業で事業者等から提案されたものについて、足立区が補助又は委託する事業（以下「事業」という。）を適切に選定するに当たり、選定審査を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区東京 2 0 2 0 大会記念協創提案型事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 選定委員会は、区長の諮問に応じ、事業の選定について調査審議し、区長に答申する。

(組織)

第 3 条 選定委員会は、区長が委嘱又は任命する委員 1 2 人以内で組織する。

2 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から区長に答申する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 選定委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区東京2020大会記念協創提案型 事業選定委員会	日額 8,000円
-------------------------------	-----------

(提案理由)

足立区東京2020大会記念協創提案型事業選定委員会を区長の附属機関として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。